不当労働行為摘発カード

あなたの名前		相手の名前	
日時	20　　年　　月　　日 時　　分	場所	
（相手が言ったこと、あったことを　そのまま書いてください）			
現認者がいる場合 （氏名　サイン）			

不当労働行為の証拠は必ずしも上記書面である必要はありません。
大切なのは、その場でメモを必ず取ることです。
その取ったメモ自身が大切な証拠となるので、ご自身で大切に保管し、組合に提出しないでください。
会社側から受けた不当な扱いを摘発する場合は、上記の摘発カードを使い、組合に通達頂きますが、このカード自体には証拠能力は発生しない場合があるので、ご注意下さい。